



IFRS<sup>®</sup>

Accounting

2026年2月

公開草案

IFRS<sup>®</sup>会計基準

関連会社及び共同支配企業に対する投資につ  
いての公正価値オプションの修正  
IAS第28号の修正案

コメント期限：2026年4月20日

## 公開草案

関連会社及び共同支配企業に対する投資  
についての公正価値オプションの修正

IAS 第 28 号の修正案

コメント期限：2026年4月20日

The Exposure Draft *Amendments to the Fair Value Option for Investments in Associates and Joint Ventures* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. Comments need to be received by **20 April 2026** and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the IASB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2026 IFRS Foundation

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [licensing@ifrs.org](mailto:licensing@ifrs.org).

Copies of IASB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation has trade marks registered around the world including ‘FSA®’, the ‘Hexagon Device’ logo, ‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, ‘ISSB®’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards Foundation®’, ‘IFRS Foundation®’, ‘NIIF®’, ‘SASB®’, ‘SIC®’, ‘SICS®’, and ‘Sustainable Industry Classification System®’. Further details of the IFRS Foundation’s trade marks are available from the IFRS Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

# 公開草案

関連会社及び共同支配企業に対する投資  
についての公正価値オプションの修正

IAS 第 28 号の修正案

コメント期限：2026 年 4 月 20 日

公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」は、国際会計基準審議会（IASB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは2026年4月20日までに到着する必要があるため、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

回答者が秘密扱いの要求をしない限り、すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、国際会計基準審議会（IASB）及びIFRS財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

### © 2026 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [licensing@ifrs.org](mailto:licensing@ifrs.org) に連絡されたい。

IASBの公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。



IFRS財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘FSA®’、the ‘Hexagon Device’ ロゴ®、‘IAS®’、‘IASB®’、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、the IFRS® ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、‘ISSB®’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards Foundation®’、‘IFRS Foundation®’、‘NIIF®’、‘SASB®’、‘SIC®’、‘SICS®’、及び ‘Sustainable Industry Classification System®’がある。IFRS財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じてIFRS財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## 目 次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	7
[案] IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正	9
IASB による公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」（2026 年 2 月公表）の承認	11
公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」に関する結論の根拠	12
公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」に対する代替的見解	17

## はじめに

---

### IASBが本公開草案を提案している理由

2025年10月に国際会計基準審議会（IASB）は、どの企業が、関連会社及び共同支配企業に対する投資をIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における公正価値オプションを用いて測定することに適格であるのかを明確化する狭い範囲の修正を探究するプロジェクトを作業計画に追加した。

利害関係者はIASBに、IAS第28号の公正価値オプションについての要求事項がどのように適用されるのかの多様性並びにその多様性がIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」に従った純損益計算書における収益及び費用の分類に与える影響について情報を伝えた。彼らは、どの企業がIAS第28号の公正価値オプションを用いて投資を測定することに適格であるのかに関する明確性が特に重要であると述べた。IFRS第18号の導入の一環として、より多くの企業が当該オプションを選択するかどうかを検討しているからである。IFRS第18号は2027年1月1日以後に開始する事業年度に適用されるため、IAS第28号の修正はその前に完了することが必要となる。

### 本公開草案における提案

本公開草案は、IAS第28号の第18項から第19項を修正して、特定の種類の資産への投資（IFRS第18号の第49項(a)に示されている）を主要な事業活動として有している企業はIAS第28号の公正価値オプションを選択することに適格である旨を明確化することを提案している。IASBは、この修正案が影響を受ける企業に対して適時な明確性を提供し、どの企業がIAS第28号の公正価値オプションを使用することに適格であるのかを利害関係者が解釈する方法の多様性を減らすことを期待している。

### 今後のステップ

IASBは本公開草案に対して受けるコメントを検討して、修正案を進めるかどうかを決定する。IASBは結果として生じる修正を2026年半ばまでに完了する計画である。

## コメント募集

IASB は、本公開草案における提案に対するコメントを、特に以下に示す質問に関して募集している。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記載された質問に回答している。
- (b) 関連する具体的な項を示している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 提案における文言のうち不明確又は翻訳が困難となるであろう文言を識別している。
- (e) 該当がある場合には、IASB が検討すべき代替案を含んでいる。

IASB は本公開草案で扱っている事項についてのみコメントを求めている。しかし、コメント提出者はこのコメント募集におけるすべての質問に回答する必要はない。

## コメント提出者への質問

### 質問 1—IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項の修正案

IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項は、企業が関連会社又は共同支配企業に対する投資を IFRS 第 9 号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定する選択をすることを、当該投資がベンチャー・キャピタル企業、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）に保有されている場合に認めている。

IASB は、IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項を修正して、類似の企業には特定の種類の資産への投資（IFRS 第 18 号の第 49 項(a)に示されている）を主要な事業活動として有している企業が含まれる旨を明確化することを提案している。

結論の根拠の BC1 項から BC19 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。特に、BC9 項から BC13 項は、IASB が公正価値オプションをすべての企業に拡張する提案をしないことを決定した理由を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

### 質問 2—発効日及び経過措置

IASB は、企業が IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項の修正を、IFRS 第 18 号を適用するのと同時に同じ基礎で適用することを提案している。

結論の根拠の BC20 項から BC21 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

## 期 限

IASBは、2026年4月20日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

## コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org)

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。通常、秘密扱いの要望を認めるのは、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由の裏付けがある場合のみである。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。秘密扱いを希望する場合には、コメントを提出する前に [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) に連絡されたい。

## [案] IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正

第 18 項から第 19 項を修正し、第 45M 項を追加する。新規の文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

### 持分法の適用

---

...

#### 持分法適用の免除

...

18 関連会社又は共同支配企業に対する投資が、ベンチャー・キャピタル企業、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業（~~投資連動保険ファンドを含む~~）である企業に保有されているか、又は当該企業を通じて間接的に保有されている場合には、企業は当該投資を IFRS 第9号に従って純損益を通じて公正価値で測定することを選択できる。類似の企業には、特定の種類の資産への投資（IFRS第18号の第49項(a)参照）を主要な事業活動として有している企業が含まれる。投資連動保険ファンドの一例は、~~企業が直接連動有配当保険契約グループについての基礎となる項目として保有しているファンドである。この選択の目的上、保険契約には、裁量権付有配当投資契約が含まれる。企業は、この選択を各関連会社又は共同支配企業について別個に、当該関連会社又は共同支配企業の当初認識時に行わなければならない（本項で使用されている用語のうちIFRS第17号「保険契約」で定義されている用語については、IFRS第17号参照）。~~

19 企業が関連会社に対する投資を有していて、その一部がベンチャー・キャピタル企業、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業（~~投資連動保険ファンドを含む~~）を通じて間接的に保有されている場合には、企業は、関連会社に対する投資の当該部分を、IFRS 第9号に従って純損益を通じて公正価値で測定することを選択できる。これは、ベンチャー・キャピタル企業、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業（~~投資連動保険ファンドを含む~~）が、投資の当該部分に対する重要な影響力を有しているかどうかを問わない。企業がこの選択を行う場合には、企業は、関連会社に対する投資のうち、ベンチャー・キャピタル企業、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業（~~投資連動保険ファンドを含む~~）を通じて保有していない残存部分に、持分法を適用しなければならない。

...

### 発効日及び経過措置

---

...

45M 2026年 [ 月 ] 公表の「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価

値オプションの修正」により第18項から第19項が修正された。企業はこれらの修正をIFRS第18号の適用時にIFRS第18号のC7項に従って適用しなければならない。企業がIFRS第18号のC1項に従ってIFRS第18号を早期適用することを選択していて、その早期適用の期間がこれらの修正の公表前に開始する場合には、企業は、IFRS第18号のC7項に従って、当該修正の公表以後に開始する報告期間の期首から当該修正を適用しなければならない。

## IASBによる公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」（2026年2月公表）の承認

---

公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」（IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案）は、国際会計基準審議会（IASB）の13名のメンバーのうち9名により公表が承認された。ガスト氏、マッケンジー氏及びウール氏は公表に反対票を投じた。彼らの代替的見解は、結論の根拠の後に示されている。陳氏はIASBへの就任が最近であるため採決を棄権した。

アンドレアス・バーコウ	議長
リンダ・メゾン＝ハッター	副議長
ニック・アンダーソン	
パトリーナ・ブキャナン	
タデウ・センドン	
陳 瑜	
フローリアン・エステラー	
ザック・ガスト	
ハギト・ケレン	
ブルース・マッケンジー	
ベルトラン・ペラン	
鈴木 理加	
ロバート・ウール	

## 公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」に付属しているが、その一部を構成するものではない。国際会計基準審議会（IASB）が公開草案を開発した際の検討事項を要約している。個々のIASBメンバーにより、いくつかの要因への重点の置き方は異なっていた。

### 背景

---

#### 本プロジェクトの目的

- BC1 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の第 18 項から第 19 項は、特定の企業が関連会社又は共同支配企業に対する投資を IFRS 第 9 号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定する選択をすることを認めている（IAS 第 28 号の公正価値オプション）。
- BC2 2025 年 10 月に、国際会計基準審議会（IASB）は、どの企業が、関連会社及び共同支配企業に対する投資を IAS 第 28 号の公正価値オプションを用いて測定することに適格であるのかを明確化する狭い範囲の修正を探究するプロジェクトを作業計画に追加した。IASB がこれらの修正を提案することを決定したのは、利害関係者（特に保険業界の関係者）が IASB に、IAS 第 28 号の公正価値オプションについての要求事項が適用される方法に多様性があること並びにその多様性が IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に従った純損益計算書における収益及び費用の分類に与える影響について情報を伝えたことによるものである。

#### 実務における多様性

- BC3 IFRS 第 18 号は、持分法を用いて会計処理するすべての投資から生じる収益及び費用を純損益計算書の投資区分に分類することを要求している。しかし、IAS 第 28 号の公正価値オプションを用いて会計処理する関連会社及び共同支配企業に対する投資から生じる収益及び費用について、企業が主要な事業活動としてこれらの資産に投資している場合には、営業区分に分類することを要求している。一部の企業（特に保険業界の企業）は、関連会社及び共同支配企業に対する投資の中には、資産への投資という主要な事業活動の一部分であるものがあると考えている。したがって、彼らは関連する収益及び費用を営業成果の一部と考えている。彼らがこれらの投資から生じる収益及び費用を純損益計算書の営業区分に分類できるようにするため、一部の保険会社はこれらの投資を測定するために IAS 第 28 号の公正価値オプションの使用を拡大することを検討している。
- BC4 2023 年に、IFRS 第 18 号を開発する中で、IASB は、利害関係者（特に保険業界の関係者）が、どの企業が関連会社及び共同支配企業に対する投資を IAS 第 28 号の公正価値

## 関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正

オプションを用いて測定することに適格であるのかを解釈する方法における多様性を認識した。一部の利害関係者は、IAS 第 28 号の第 18 項における要求を狭く解釈し、投資連動保険ファンドによって、又はそれを通じて保有されている関連会社及び共同支配企業に対する投資のみを指すとしている。他の利害関係者は、その要求をより幅広く解釈し、発行した保険契約に直接又は間接に関連している関連会社及び共同支配企業に対する投資を指すとしている。IASB は、その時点では、どの企業が IAS 第 28 号の公正価値オプションの使用に適格であるのかを明確化することは当該プロジェクトの範囲を超えるものであると考えた。

BC5 2025 年に、公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x 年改訂）」に対するフィードバックの一部として、利害関係者が再び、どの企業が IAS 第 28 号の公正価値オプションの使用に適格であるのかに関しての見解の多様性を報告した。IASB は追加のリサーチを実施し、この多様性が次のことにより生じていることを確認した。

(a) IAS 第 28 号の第 18 項における要求事項に明確性が欠けていること。特に、「類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）」の意味及び当該要求をどのくらい狭く又は広く解釈すべきかが不明確である。

(b) IAS 第 28 号の公正価値オプションと他の要求事項（IFRS 第 18 号の第 49 項から第 50 項及び第 55 項における特定の主要な事業活動に関する要求事項を含む）の範囲の関係についての解釈の相違。

BC6 利害関係者の懸念及びリサーチの結果を検討した後に、IASB は、適時に完了できる別個の狭い範囲のプロジェクトとして、IAS 第 28 号の第 18 項の要求事項を明確化する修正を提案することを決定した。

BC7 IASB は、IAS 第 28 号の公正価値オプションが選択できるのは関連会社又は共同支配企業に対する投資の当初認識時のみであるが、IFRS 第 18 号には企業が IFRS 第 18 号の適用開始時に公正価値オプションを選択することを認める経過措置があることに着目した。IASB がこの経過措置を設けたのは、適格である企業の一部が IFRS 第 18 号の影響に気付く前に公正価値オプションを選択しないことを選んだ可能性があるからである（BC3 項及び IFRS 第 18 号の BC423 項参照）。したがって、利害関係者の懸念に対応するためには、公正価値オプションの修正が IFRS 第 18 号の発効日（2027 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度）又はその前に発効することが必要となる。

BC8 IASB は、各法域がこれらの修正のエンドースメントを完了するのに時間を要することも認識した。したがって、基準設定は、修正のエンドースメントが IFRS 第 18 号の適用開始に間に合うように緊急に完了することが必要となる。

## IAS 第 28 号の修正案

---

## 修正案の範囲

- BC9 IASB は、利害関係者の懸念を解決するためには、公正価値オプションの修正案は次のようなものとすべきであるという見解を採った。
- (a) 狭い範囲とし、識別された懸念のみに焦点を当てる。
  - (b) IAS 第 28 号の公正価値オプションをすでに使用している企業に影響を与えない。
  - (c) IFRS 会計基準における他の要求事項及び IASB の他のプロジェクトに対する意図しない影響のリスクを最小限にする。
- BC10 IAS 第 28 号は現在、公正価値オプションの使用を特定の企業が保有している関連会社及び共同支配企業に対する投資に限定している。IASB は、実務の多様性は主に保険会社に影響を与えており、「類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）」の意味及び IAS 第 28 号と IFRS 第 18 号の要求事項の範囲の関係についての解釈の相違に関連していることに留意した（BC5 項参照）。したがって、IASB は、BC9 項に示した目的を達成するため、IAS 第 28 号の第 18 項の要求事項の修正はこれらの側面の明確化のみに限定すべきであると結論を下した。
- BC11 IASB は、公正価値オプションを特定の企業に限定せずに、すべての企業に利用可能とすることによって利害関係者の懸念に対応すべきかどうかを検討した。制限のない公正価値オプションは、企業が関連会社又は共同支配企業に対する投資を、企業の見解では財務諸表利用者に最も有用な情報を提供することとなる方法で測定することを可能にする。このアプローチは、米国の一般に公正妥当と認められる会計原則における対応する要求事項とも整合する。
- BC12 一部の IASB メンバーは、IAS 第 28 号において制限のない公正価値オプションを設ける修正は、BC9 項に示した目的を達成する方法で最終確定することができるという見解であった。しかし、他の IASB メンバーは、利害関係者は BC5 項で識別された論点を解決することを IASB に求める要望を提出しただけであることに留意した。彼らは、彼らの見解では、より幅広い変更が IAS 第 28 号の全体的な適用に与える可能性のある影響に関する情報を収集するには、より多くの時間が必要となると述べた。IASB は、そのようなプロジェクトは IFRS 第 18 号の発効日までに変更が企業に利用可能となるように完了させることができず（BC7 項から BC8 項参照）、利害関係者によって識別された論点の範囲を超えることになると結論を下した。
- BC13 IASB は、識別された論点（すなわち、「類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）」の意味の明確化の欠如及び IAS 第 28 号と IFRS 第 18 号の要求事項の範囲の関係についての解釈の相違）のみに焦点を当てた修正を開発することによって、釣合いの取れたアプローチを採用することを決定した。IASB は、本プロジェクトに対するフィードバックで、持分法会計の代替案として IAS 第 28 号において制限のない公正価値オプションを求める強い要望が示される場合には、作業計画の優先順位に関連で当該フィードバックへの対応方法を検討することとなることに留意した。

## どの企業が公正価値オプションを選択することに適格となるのかの明確化

- BC14 IFRS 第 18 号は、一部の企業が主要な事業活動の一部として関連会社及び共同支配企業に投資しており、したがって、これらの投資から生じる収益及び費用を営業損益の一部とみなしていることをすでに認識している (BC3 項参照)。この見解は IFRS 第 18 号の第 55 項に反映されており、企業が主要な事業活動として投資していて、持分法を適用して会計処理していない関連会社及び共同支配企業に対する投資から生じる収益及び費用を純損益計算書の営業区分に分類することを企業に要求している。
- BC15 IFRS 第 18 号の B31 項は、投資企業 (IFRS 第 10 号「連結財務諸表」で定義)、投資不動産会社及び保険会社は、主要な事業活動として資産への投資を行っている可能性のある企業の例であると述べている。IAS 第 28 号の第 18 項がすでに保険企業に言及しているので、IASB は、IAS 第 28 号の公正価値オプションの範囲を IFRS 第 18 号の第 49 項 (a) の要求事項に合わせることで、BC9 項に示した目的が達成されるという見解を採った。したがって IASB は、IAS 第 28 号の第 18 項において、類似の企業には特定の種類の資産への投資 (IFRS 第 18 号の第 49 項(a)参照) を主要な事業活動として有している企業が含まれる旨を明確化することを決定した。また、IASB は、この明確化を行うことにより、IAS 第 28 号の第 18 項に現在含まれている投資連動保険ファンドの例示を削除できるという結論も下した。
- BC16 一部の IASB メンバーは、当該要求をさらに精緻化して、IAS 第 28 号の公正価値オプションを企業が主要な事業活動として投資している関連会社及び共同支配企業に対する投資に限定するようすべきであるという見解を示した。しかし、IASB は、IAS 第 28 号の第 18 項における要求を IFRS 第 18 号の第 49 項(a)と直接に一致させることで、IAS 第 28 号と IFRS 第 18 号の要求事項についての解釈の相違のリスクが減少し、IAS 第 28 号の第 18 項の要求事項にさらに複雑性を加えることが避けられると結論を下した。

## IAS 第 28 号の公正価値オプションの使用

- BC17 IAS 第 28 号の第 18 項に従って、関連会社及び共同支配企業に対する投資の当初認識時における公正価値オプションを使用する選択は取消不能である。公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』(202x 年改訂)」に対するコメント提出者の一部は、これらの投資と企業の保険負債との関係が変化した場合には、企業がこの選択を取り消すのを認めることを提案した。
- BC18 IASB は、この取消不能の選択は、企業が IFRS 会計基準 (例えば、IFRS 第 9 号の 4.1.5 項及び 4.2.2 項) において公正価値オプションを使用できるその他の状況と整合的であることに留意した。また、IASB は、本プロジェクトの目的は、どの企業が関連会社及び共同支配企業に対する投資を IAS 第 28 号の公正価値オプションを用いて測定することに適格であるのかを明確化することであることも留意した。IAS 第 28 号の公正価値オプションを取消可能とするかどうかの問題は、本プロジェクトの範囲を超えるものである。したがって、IASB は、IAS 第 28 号の公正価値オプションは依然として取消不能

とすべきであると決定し、これらの狭い範囲の修正の一部として関連する変更を提案しなかった。

## 影響分析

BC19 IASB は、次の理由で、修正案の便益はコストを上回るであろうと結論を下した。

- (a) どの企業が IAS 第 28 号の公正価値オプションを使用することに適格であるのかを利害関係者がどのように解釈するのかの多様性を減少させる。
- (b) IAS 第 28 号の公正価値オプションを使用することを選択する適格な企業のみに影響を与える。
- (c) 適格な企業が、関連会社及び共同支配企業に対する投資から生じる収益及び費用を、財務諸表利用者に有用な情報を提供する方法で純損益計算書において分類できるようにする。

## 発効日及び経過措置

---

BC20 IFRS 第 18 号の C7 項に従って、企業は、当該基準書の適用開始時に、関連会社及び共同支配企業に対する投資を IAS 第 28 号の公正価値オプションを用いて測定することを選択できる。したがって、IASB は、IAS 第 28 号の公正価値オプションの修正は、企業が当該修正から便益を得ることができようにするために、IFRS 第 18 号の発効日又はその前に発効させることが必要となると結論を下した。

BC21 当該修正の発効日を IFRS 第 18 号の発効日に合わせることで、企業が報告に対する影響を同時に考慮できるようになる。したがって、IASB は、IAS 第 28 号の第 18 項から第 19 項の修正を、IFRS 第 18 号を適用するのと同時に同じ基礎で適用するよう企業に要求することを決定した。

## 公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」に対する代替的見解

### ガスト氏、マッケンジー氏及びウール氏の代替的見解

- AV1 ガスト氏、マッケンジー氏及びウール氏は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の公正価値オプションの修正案の範囲に反対であるため、公開草案の公表に反対票を投じた。結論の根拠の BC11 項で詳述したように、IASB は、関連会社及び共同支配企業に対する投資を IFRS 第 9 号「金融商品」に従って公正価値で測定するオプションをすべての企業に利用可能とすることで、企業が、企業の見解では、財務諸表利用者に最も有用な方法で財務諸表利用者に情報を提供できるようになることに留意した。ガスト氏、マッケンジー氏及びウール氏は、IASB はこれらの修正の範囲を限定すべきであるという他のメンバーの結論に反対した。彼らの見解では、制限のない公正価値オプションの方がより原則ベースの選択肢となるからである。
- AV2 特定の企業に、関連会社又は共同支配企業に対する投資を IAS 第 28 号の公正価値オプションを用いて測定することを認めることによって、IASB は、公正価値が関連会社及び共同支配企業に対する投資の関連性のある測定値であることを認識している。ガスト氏、マッケンジー氏及びウール氏は、公正価値は資本性証券に対する投資（関連会社及び共同支配企業に対する投資を含む）についての関連性のある測定基礎であるという一部の財務諸表利用者からのフィードバックを認識している。この見解は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 27 号「個別財務諸表」などの他の IFRS 会計基準書で採られているアプローチ（純損益を通じた公正価値での測定が資本性証券に対する投資について関連性があると考えられている）とも整合的である。したがって、ガスト氏、マッケンジー氏及びウール氏は、公正価値測定が、特定の企業が保有している関連会社又は共同支配企業に対する投資についてのみ関連性があるのかどうかを判断することが重要であると結論を下した。
- AV3 IAS 第 28 号の第 18 項は、公正価値オプションの使用を、「ベンチャー・キャピタル企業、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）」に保有されているか、又はそれらを通じて間接的に保有されている関連会社及び共同支配企業に対する投資に限定している。現在、IAS 第 28 号は、そのような企業を定義しておらず、そのことで実務の多様性が生じている。
- AV4 ガスト氏、マッケンジー氏及びウール氏は、IAS 第 28 号の第 18 項における公正価値オプションの範囲に対する現在の制限は、実務の多様性を生じさせているだけでなく、特定の企業のみが公正価値オプションを選択することを認められているため、財務報告の偏りも生じさせているという意見である。彼らの見解では、この偏りの論拠は適切に説明されていない。IASB は、IAS 第 28 号の第 18 項における要求を、純損益計算書の項目の測定ではなく分類を意図した IFRS 第 18 号における要求事項と合わせることによって、どの企業が公正価値オプションを選択することに適格であるのかを明確化する修

正を提案している。ガスト氏、マッケンジー氏及びウール氏は、公正価値オプションの使用を特定の企業に限定する概念的な理由はないと考えている。彼らの見解では、主要な事業活動として特定の資産に投資している企業が公正価値オプションを選択できる一方で、他の企業はできないという理由が不明確である。それは特に、関連会社又は共同支配企業に対する投資が特定の資産への投資という主要な事業活動の一部であることが要求されていないからである。彼らの見解では、修正案は前述の財務報告の偏りを増大させることになる。修正案は一部の企業に便益を与えるであろうが、ガスト氏、マッケンジー氏及びウール氏は、偏りを増大させる修正は、全体として見ると、財務報告の改善ではないと結論を下した。彼らの見解では、財務報告を改善するためには、IASBはIAS第28号の公正価値オプションをすべての企業に利用可能とすべきである。

- AV5 公正価値オプションの使用を特定の企業に限定することのもう1つの帰結は、他の企業が同じ潜在的な便益（測定コストの低減など）へのアクセスを有さないことである。例えば、制限のない公正価値オプションは、上場企業である関連会社及び共同支配企業に関する財務情報に対するアクセスが限定的である企業に便益を与える可能性がある。
- AV6 BC9項で述べたように、IASBは、修正案がIFRS会計基準における他の要求事項に対する意図しない影響のリスクを最小限にすることを図った。ガスト氏、マッケンジー氏及びウール氏は、米国の一般に公正妥当と認められる会計原則では、すべての企業に対して、選択をしなければ持分法で会計処理することとなる資本性証券に対する投資について公正価値オプションを選択することを認めていることに留意している。彼らは、当該法域において当該基礎で測定された財務情報の作成又は使用のいずれに関しても利害関係者の懸念を聞いていない。したがって、彼らの見解では、制限のない公正価値オプションは、他の要求事項に対する意図しない影響を生じさせないであろう。



# IFRS<sup>®</sup>

Foundation

Columbus Building  
7 Westferry Circus  
Canary Wharf  
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org**

**ifrs.org**

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including 'FSA<sup>®</sup>', 'IASB<sup>®</sup>', 'IFRS<sup>®</sup>', 'International Financial Reporting Standards<sup>®</sup>', 'ISSB<sup>®</sup>', and 'SASB<sup>®</sup>'. For a full list of our registered trade marks, visit [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org).